

かまくら 勤労市民ニュース

令和2年(2020年)6月30日 No.112
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-23-3000 内線2402
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

新型コロナウイルス◇経済支援号

※掲載情報は6/15時点のものです。
最新の情報及び内容の詳細につき
ましてはご確認ください!

《個人(市民)の皆さんへの支援》

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

対象者 : 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた
中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができな
かった労働者(※被保険者でない方も対象となります)

支給額 : 休業前賃金の80%(月額上限33万円)

【問合せ先】未定(厚生労働省HPにて近日中に公表予定)

生活福祉資金/緊急小口資金(主に休業された方向け)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時
的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

限度額 : 最大20万円

据置期間 : 貸付後、返済開始まで12月

返済期限 : 据置期間終了後24月以内

利率 : 無利子

生活福祉資金/総合支援資金(主に失業された方等向け)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常
生活の維持が困難となっている世帯

限度額 : 単身世帯月15万円以内、2人以上世帯月20万円以内 ※貸付期間は原則3月以内

据置期間 : 貸付後、返済開始まで12月

返済期限 : 据置期間終了後10年以内

利率 : 無利子

【問合せ先】鎌倉市社会福祉協議会 TEL0467-23-1075

※ご利用の際はあらかじめご連絡をお願いいたします



住居確保給付金

対象者 : 離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少している方

限度額 : 収入、家賃により変動

期間 : 原則3カ月、最大9カ月

【問合せ先】鎌倉市生活福祉課 TEL0467-61-3958

《事業者の皆さんへの支援》

持続化給付金

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者、他。※詳細はご確認ください。

給付額 : 中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【問合せ先】持続化給付金事業コールセンター TEL0120-115-570

持続化給付金申請サポート会場 ※予約が必要です

鎌倉会場：鎌倉市大町 1-1-14 HATSU 鎌倉 1F (コールセンター0120-115-570)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力した中小企業及び個人事業主等。令和2年5月7日～26日までの間で15日以上休業等していること、他。第1弾の交付を受けた事業者も対象ですが改めて申請が必要。 ※詳細はご確認ください。

交付額 : 1事業者あたり 10万円 (事業所を貸借していることによる加算はありません)

※第1弾(令和2年4月11日～5日6日)は締切済。第2弾は7月14日締切。

【問合せ先】神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル TEL045-285-0536

雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成(令和2年4月1日～9月30日までは雇用保険被保険者以外も対象)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)

助成額 : 1日 15,000円が上限

助成率 : 大企業 2/3、中小企業 4/5(解雇等がない場合: 大企業 3/4、中小企業 10/10)

【問合せ先】神奈川労働局神奈川助成金センター TEL045-650-2801

小学校休業等対応助成金

対象者 : 令和2年2月27日～9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等より、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者(正規雇用・非正規雇用を問わない)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主

助成内容: 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

1日当たり 15,000円(3/31までについては8,330円)を上限とする

小学校休業等対応支援金

(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等より契約した仕事ができなくなった保護者

支援内容: 令和2年2月27日～9月30日までの間に、就業できなかった日について

1日当たり 7,500円(定額) (3/31までについては4,100円)

【問合せ先】学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL0120-60-3999

家賃支援給付金 固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して支給

対象者 : 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額 : 申請時直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)

【問合せ先】未定(経済産業省HPにて近日中に公表予定)

鎌倉市の融資制度

信用保証料補助の拡充: セーフティネット保証4号の認定を受けて市制度融資(経営安定資金)を受ける中小企業者が、神奈川県信用保証協会に支払う保証料に対する補助金の上限を20万円に引き上げます

利子補給の拡充: セーフティネット保証4号の認定を受けて市制度融資(経営安定資金)を受けた中小企業者が支払う利子に対する補給金の補助率を10/10に引き上げます(補給金の対象は2年間)

【問合せ先】鎌倉市 商工課 商工担当 TEL0467-23-3000(代表)

神奈川県の融資制度(新型コロナウイルス感染症対応資金、新型コロナウイルス対策特別融資、売上・利益減少対策融資)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業所所在市町村からセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等

【問合せ先】神奈川県 金融課 TEL045-210-5695

商工中金の融資制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度))

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、売上が減少かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる事業者

【問合せ先】株式会社商工組合中央金庫 TEL0120-542-711

日本政策金融公庫の融資制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付)

対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる事業者

【問合せ先】日本政策金融公庫 TEL0120-154-505

【問合せ先】鎌倉商工会議所 TEL0467-23-2563(※国民生活事業のみ)



セカンドライフかまくら

【生涯現役促進地域連携鎌倉協議会】

シニアの再就職を
応援します！

セカンドライフかまくらでは、専門知識や経験の豊富なシニアと、シニアのスキルを必要としている企業とをマッチングすることで地域を活性化する「生涯現役促進地域連携事業」に取り組んでいます。

「生涯現役促進地域連携事業」は厚生労働省のシニアの雇用機会確保の施策であり、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の構築を目指すモデルづくりとして鎌倉市が中心となって平成 28 年度に協議会(セカンドライフかまくら)を立ち上げました。

鎌倉の地域課題解決につながるシニア雇用促進事業として、今後、合同就職説明会・職場体験会・就労啓発セミナー等を実施する予定です。 ※「シニアのためのミニ就職説明会」7/31(金)開催予定

市内在住55歳以上の皆様のお仕事に関する
様々な相談をお受けしています。(要予約)

また、市内事業主の皆様へのシニア雇用に関する求人も承っております。お気軽にお問い合わせください！

問合せ先

セカンドライフかまくら

(生涯現役促進地域連携鎌倉協議会)

TEL 0467-55-5520

月～金(祝日除く)9:00～17:00

7月の相談窓口 ※予定

鎌倉市役所本庁舎 月～金 9:30～16:30

7/7(火) 腰越支所

7/14(火) 深沢支所

10時～12時

7/21(火) 大船支所

7/28(火) 玉縄支所

お待たせしないためにご予約をお願いします。

各種相談

相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまクラの毎月1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)

(予約受付は原則前月20日から)

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html>

から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。労働問題全般にわたり相談に応じます。(社会保険労務士)

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。(社会保険労務士)

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。(シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士)